23—07　ＰＵＤＴ

無権代理

１．代理権のない者がした手続は、手続をする能力がある本人又は法定代理人（→23—01）が追認することができる（特§16②、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

(1) 手続をする者の代理人の代理権を証明するときは、書面をもって証明しなければならない（特施規§4の3、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）。

(2) 代理人による手続であって代理権を証する書面（以下「委任状」という。）の添付がないとき、委任状に記載してある本人の氏名が異なるときなどは、無権代理とみなされる。

(3) この場合は、補正を命じ正しい委任状を提出させ（→21—00）、正しい委任状が提出されたときに本人の追認がされたこととなる。

(4) もし、追認がされなかったときは、決定をもってその手続を却下する（特§133③、実§41、意§52、商§56①、§68④、→21—03の一覧表）。

（改訂 R2.12）